

平成 23 年分政治団体収支報告書の概要

1 提出率

平成 23 年分の収支報告書を提出した政治団体は、1,448 団体です。
これは、岐阜県選挙管理委員会届出の政治団体（1,498 団体）の、96.66%に相当します。
昨年公表分との比較では、政治団体数は 67 団体増加し、提出団体は 93 団体増加しました。
提出率については、1.97 ポイント増加となっています。

2 収支の状況

平成 23 年分の収入総額は、33 億 9802 万円余です。
平成 22 年分の収入総額（37 億 6310 万円余）との比較で、9.70%減少となっています。
平成 23 年分の支出総額は、19 億 0864 万円余です。
平成 22 年分の支出総額（22 億 1061 万円余）との比較で、13.66%減少となっています。

(単位：円、%)

	平成23年	平成22年	前年比
収入総額	3,398,020,017	3,763,103,301	▲9.70
支出総額	1,908,641,106	2,210,612,616	▲13.66

3 収入項目別内訳

収入総額のうち政党に係るものは、19 億 0792 万円余（前年比 15.06%減）です。
その他の政治団体に係るものは、14 億 9009 万円余（前年比 1.76%減）です。

平成 23 年分

(単位：円、%)

区 分	政 党	その他の政治団体	計	
収入総額	1,907,924,164 (▲15.06)	1,490,095,853 (▲1.76)	3,398,020,017 (▲9.70)	
前年繰越額	864,236,416 (▲0.14)	691,129,479 (12.22)	1,555,365,895 (5.00)	
本年収入額	1,043,687,748 (▲24.42)	798,966,374 (▲11.32)	1,842,654,122 (▲19.24)	
本年収入額の内訳	党費・会費	105,859,278 (2.87)	208,479,715 (▲0.19)	314,338,993 (0.82)
	寄 附	428,273,929 (▲15.38)	425,519,875 (▲10.49)	853,793,804 (▲13.02)
	事業収入	24,110,510 (▲84.62)	103,109,550 (2.11)	127,220,060 (▲50.64)
	借入金	7,650,000 (▲43.96)	4,462,189 (▲85.89)	12,112,189 (▲73.24)
	交付金収入	456,271,325 (▲20.25)	22,408,450 (▲20.01)	478,679,775 (▲20.24)
	その他の収入	21,522,706 (▲26.39)	34,986,595 (▲37.59)	56,509,301 (▲33.75)

(注) () 内は、前年比数値 (%) を表しています。

4 寄附収入

平成 23 年分の寄附収入は、8 億 5379 万円余です。

平成 22 年分の寄附収入（9 億 8154 万円余）と比べ、13.02%の減少となっています。

(単位：円、%)

区 分	平成23年	平成22年	増 減 額	増 減 率
個人 の 寄 附	389,980,646	431,733,280	▲41,752,634	▲9.67
法人等 の 寄 附	184,192,873	222,938,265	▲38,745,392	▲17.38
政治団体の寄附	279,620,285	326,874,655	▲47,254,370	▲14.46
政党匿名寄附※	0	0	0	0
合 計	853,793,804	981,546,200	▲127,752,396	▲13.02

※ 政党匿名寄附とは、「街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のもの」（政治資金規正法第 22 条の 6 第 2 項）をいいます。

5 政治資金パーティー

平成 23 年分の政治資金パーティーの対価に係る収入は、7495 万円余です。

平成 22 年分（2 億 1014 万円余）と比べ、64.33%の大幅な減少となっています。

(単位：千円)

区 分	平成22年		平成21年		増 減	
	団体数	収入の額	団体数	収入の額	団体数	収入の額
特定パーティーの対価に係る収入総額が5千万円以上の団体	0	0	1	139,160	▲1	▲139,160
同上 1千万円以上5千万円未満の団体	3	66,238	3	51,950	0	14,288
(小 計)	3	66,238	4	191,110	▲1	▲124,872
その他の政治資金パーティーの対価に係る収入	3	8,721	6	19,038	▲3	▲10,317
合 計	6	74,959	10	210,148	▲4	▲135,189
(参考)政治資金パーティー開催数	6		10		▲4	

(注) 1 特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が 1,000 万円以上であるものをいいます。

2 「収入の額」は、それぞれの「区分」に掲げる政治資金パーティーの対価に係る収入の合計額です。

3 「収入の額」には、翌年開催パーティー分の収入を含みます。

6 政党の収支規模

政党の収支規模は、次のとおりです。

平成 23 年分

(単位：円、%)

区 分	収 入 総 額		支 出 総 額	前 年 比		
		うち本年収入額		収入総額	本年収入額	支出総額
自由民主党	1,123,537,360	377,784,314	445,945,106	▲21.86	▲45.07	▲35.47
日本共産党	347,722,351	321,643,126	330,025,739	▲5.89	▲6.02	▲3.90
民 主 党	262,787,797	213,514,860	208,630,344	▲19.67	▲22.78	▲24.92
公 明 党	121,640,848	91,197,479	78,278,718	49.39	93.02	53.54
たちあがれ日本	45,013,867	36,431,004	35,398,887	92.12	55.49	138.42
社会民主党	7,171,471	3,116,956	2,676,596	3.72	▲14.29	▲6.41
国民新党	50,470	9	50,470	▲9.00	▲62.50	909.40
合 計	1,907,924,164	1,043,687,748	1,101,005,860	▲15.06	▲24.42	▲20.28

7 資産等

資産及び借入金の状況は、次のとおりです。

平成 23 年分

(単位：円)

区 分	団体数	金額 (価格)
土 地	4	15,642,049
建 物	5	32,998,980
動 産	5	20,203,357
預 貯 金	13	245,957,557
金 銭 信 託	1	3,300,000
貸 付 金	2	8,500,000
借 入 金	9	85,450,000

(注) 「地上権又は土地の賃借権」、「有価証券」、「出資による権利」、「敷金」及び「施設利用権」については該当なし。

(参考) 岐阜県公報での項目別掲載ページ

項目	団体の区分	政党の名称等	掲載ページ
収支の状況	1-1 政党 (国会議員関係政治団体 1号団体)	自由民主党	2～3
		たちあがれ日本	
		民主党	
	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	公明党	4～5
		社会民主党	
		自由民主党	4～17
		日本共産党	16～17
		民主党	
	2-1 資金管理団体 (国会議員関係政治団体 1号団体かつ 2号団体)	政党以外の政治団体	18～19
	2-2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	20～35
3-1 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 1号団体かつ 2号団体)	政党以外の政治団体	36～37	
3-2 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 1号団体)	政党以外の政治団体	38～39	
3-3 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 2号団体)	政党以外の政治団体	40～41	
3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	41～107	
寄附の内訳	1-1 政党 (国会議員関係政治団体 1号団体)	自由民主党	108～114
		たちあがれ日本	114～117
		民主党	117～119
	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	公明党	119～120
		社会民主党	120
		自由民主党	120～130
		日本共産党	130～133
		民主党	133～134
	2-1 資金管理団体 (国会議員関係政治団体 1号団体かつ 2号団体)	政党以外の政治団体	134～135
	2-2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	135～141
	3-1 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 1号団体かつ 2号団体)	政党以外の政治団体	142
	3-3 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 2号団体)	政党以外の政治団体	142
	3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	142～147

項目	団体の区分	政党の名称等	掲載ページ
特定パーティーの概要	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	自由民主党	148
	3-1 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 1 号団体)	政党以外の政治団体	
	3-3 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 2 号団体)	政党以外の政治団体	
政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	自由民主党	148
	2-1 資金管理団体 (国会議員関係政治団体 1 号団体かつ 2 号団体)	政党以外の政治団体	
	3-1 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 1 号団体かつ 2 号団体)	政党以外の政治団体	149
	3-3 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 2 号団体)	政党以外の政治団体	150
	3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	
その他の収入の内訳 (1 件 10 万円以上のもの)	1-1 政党 (国会議員関係政治団体 1 号団体)	民主党	151
	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	公明党／自由民主党 日本共産党／民主党	
	2-1 資金管理団体 (国会議員関係政治団体 1 号団体かつ 2 号団体)	政党以外の政治団体	152
	2-2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	
	3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	
	3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	
資産等の内訳	1-1 政党 (国会議員関係政治団体 1 号団体)	民主党	153
	1-2 政党 (国会議員関係政治団体以外の団体)	自由民主党 日本共産党	
		民主党	153～154
	2-1 資金管理団体 (国会議員関係政治団体 1 号団体かつ 2 号団体)	政党以外の政治団体	154
	2-2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	155
	3-3 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 2 号団体)	政党以外の政治団体	
	3-4 その他の政治団体 (国会議員関係政治団体以外の団体)	政党以外の政治団体	156

(注)

- 1 国会議員関係政治団体 1 号団体とは、①国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体、又は、②政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものをいいます。
- 2 国会議員関係政治団体 2 号団体とは、租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体をいいます。